

インド特許庁の特許審査体制



Anshul

Uma

Krishna & Saurastri Associates LLP
(インド知的財産法律事務所)

Saurastri
(アソシエート
弁護士)

Bhaskaran
(コンサルタント
弁理士)

Krishna & Saurastri Associates LLP は、インドのムンバイ、ニューデリー、バンガロール、プネおよびアフマダーバードに拠点を持つ知的財産を扱う法律事務所である。Saurastri 氏は、米国のケースウェスタンリザーブ大学の学士号（科学）およびペンシルバニア大学の修士号（技術）を取得し、国立法科学院ムンバイ校の法学位を受けており、知的財産の実務、訴訟および調停の業務を扱っている。Bhaskaran 氏は、薬学、バイオテクノロジー、農薬の技術分野の実務を担当している。

1. 特許制度の整備

2002 年および 2005 年の改正以降、インド政府は強固な知的財産および特許制度の構築を目指してインフラ設備および人材への投資を続けている。特に次の 3 点に注力している。

1-1. デジタル化

特許のオンライン出願および総合的オンライン申請サービスが、それぞれ 2007 年および 2012 年に導入された。オンライン申請システムの利用と採用を促すため、特許規則が 2016 年に改正され、これに伴い各出願人は電子申請ポータルを用いた出願の申請を義務づけられている。インド特許庁のデジタル化により、特許庁との通信は全てオンラインポータルを介して行われる。さらにオンラインシステムを改良し、その全体的なデジタル化構想をサポートするため、インド特許庁は効率性、技術性および安全性の高いシステムの開発を進めている。

1-2. 国際調査機関および国際予備審査機関としての業務

2013年10月から、インド特許庁は特許協力条約に基づく国際調査機関および国際予備審査機関としての業務を開始した。

1-3. 審判部の設置

インド政府は2003年9月15日に、1999年インド商標法および1999年商品地理的表示（登録・保護）法に基づく登録官の決定を不服とする審判請求を審理および裁定するため、知的財産審判部（IPAB）を設置した。2007年以降、IPABは1970年特許法に基づく特許審査管理官（Controller of Patents）の命令または指示を不服とする審判請求を審理および裁定する権限を与えられている。IPABは、審査管理官（Controller）の命令または決定に対する審判請求から生じる法的手続きについて権限を行使し、裁定を下す唯一の機関である。

2. 組織

2-1. 特許庁（特許・意匠・商標・地理的表示総局）

特許庁（特許・意匠・商標・地理的表示総局）の本局はコルカタにあり、支局はチェンナイ、ニューデリーおよびムンバイに置かれている。

2-2. 特許庁長官

インドの特許制度は、インド政府により指名された特許庁長官（CGPDTM）の指示に従い管理されている。2005年からO.P. Gupta氏が特許庁長官を務めており、Gupta氏は機械技師でもある。特許庁長官は、インド政府商工省の産業振興政策局（DIPP）の管轄下にある役職である。

2-3. 審査管理官（Controller）および審査官（Examiner）

特許庁長官は法律に基づく自己の権限を部下に委譲する。特許庁長官の部下とは、特許および意匠共同審査管理官（Joint Controller of Patents & Designs）

（1名）、特許および意匠次席審査管理官（Deputy Controller of Patents & Designs）（約41名）、特許および意匠審査管理官補（Assistant Controller of Patents & Designs）（約104名）である。これとは別に、特許および意匠審査

官 (Examiner of Patents & Designs) が、それぞれの専門分野に応じて特許出願および意匠出願を審査し、審査管理官に報告書を提出する。さらに審査官は、特許法および特許規則に基づく様々な法的手続に関連した全ての手続、管理、および監督上の職務において審査管理官を補佐する。インドの4か所の特許庁に、合計約526名の審査官が所属している。

2-4. 審判官

審査管理官の命令または決定を不服とするあらゆる審判請求、および特許法に基づく全ての取消請求は、IPABに提出される。IPABの各合議体には、司法審判官と技術審判官が1名ずつ含まれている。IPABの技術審判官として任命される資格は、特許法に規定されている。IPABの本部はチェンナイにあり、チェンナイ、デリー、コルカタおよびアフマダーバードで審理を行う。

3. 特許審査

インドにおける特許審査は、審査請求の提出後に開始される。審査請求は出願の優先日または出願日のいずれか先の日から48か月以内に、出願人または利害関係人が提出できる。審査請求が提出され、出願が公開された後、審査管理官は当該出願を審査官に付託し、最初の審査報告書 (FER) を作成させる。各出願は、順番待ち番号および技術分野に基づいて審査官に付託される。審査官は、望ましくは1か月以内に、ただし審査管理官から出願を付託された日から3か月以内にFERを作成する。審査官からFERを受領した審査管理官は、そのFERを1か月以内に処理しなければならない。FERは、電子通信により出願人または出願人の代理人に送付される。FERに対する応答期限は、FERの発行日から6か月である。FERへの応答書を提出する6か月の期限は、出願人の要請に応じて1か月、2か月または3か月の期間にわたり1回延長できる。FERは、対応すべき全ての方式上および実体上の拒絶理由が示された唯一の実体審査報告書である。実体上の拒絶理由には、新規性、進歩性、産業上の利用可能性、特許法第3条に基づく特許要件、発明の単一性、クレームの明瞭性などが含まれる。インド特許庁は独自の調査を行うが、PCT出願ルートでの国内段階出願については、国際調査機

関により発行された国際調査報告書および国際予備審査報告書が新規性および進歩性を判断する際に考慮される。出願人から FER に対する応答書およびクレーム補正書を受領すると、審査官および審査管理官はこれらを検討した上で、特許を許可するか、または口頭審理を開催する旨の通知を発行する（特許が許可されない場合には、その後の手続は書面のみの審理によらず、口頭審理が必須となる）。口頭審理の通知は通常、口頭審理の日付より少なくとも1か月以上前に出願人に対して発行される。出願人は、口頭審理において審査管理官および審査官に対して申立を行うと共に、口頭審理の日付から15日以内に申立書および追加のクレーム補正書（ある場合）を提出しなければならない。審査管理官は、特許許可通知または特許拒絶通知を発行する。現状では、特許庁は口頭審理の日付から2か月以内に特許許可通知を発行している。出願が拒絶された場合、出願人は拒絶通知の日付から1か月以内に審査管理官に再考請求を提出するか、命令の日付から3か月以内に IPAB に審判請求を提出することができる。再考請求の期限は、1か月の延長が可能である。

特許庁におけるデジタル化に伴い、各出願は順番待ち番号に基づき4つの特許庁全てにおける審査官に付託される。このようなバランスのとれた審査業務の配分によって、FER を待つ期間が短縮されている。また、2016年の特許規則の改正にて FER への応答期限が短縮されたことで、最終決定までの期間も短縮されている。

■ 参考情報

- ・ インド特許法

(編集協力：日本技術貿易株式会社)